

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会
プログラム委員会細則

(目的)

第1条 本委員会は、定款第 22 条に基づき、学術集会の企画・運営を支援し、学会理念に沿ったプログラム作成に寄与することを目的とする。

(業務)

第2条 本委員会は次に掲げる業務を行う。

- (1)プログラムの監修および支援
- (2)学術集会会長・プログラム担当委員会への助言
- (3)課題に対する改善提案
- (4)演題および演者推薦の支援
- (5)スポンサー企業との連携支援
- (6)その他、理事会の指示による業務

2 委員長もしくは委員長が指名した者が、学術集会開催の 1 年以上前に学術集会会長およびプログラム担当委員会へ連絡を取り、第 1 項に定める業務の連携を伝達すると共に、支援を開始するものとする。

(構成)

第3条 本委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1)委員長 1 名
- (2)委員 若干名
- (3)アドバイザー (必要に応じ任命)

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱のときから 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員長が招集し、必要に応じて開催する。

- 2 会議は Web 会議形式で開催することができる。
- 3 出席者の過半数の同意をもって議決する。

(報告)

第6条 担当理事は、活動状況を理事会に報告しなければならない。

(補則)

第7条 本細則の運営に必要な事項は、委員長が委員会承認を得て定める。

附 則

- 1 本細則の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は2025年5月24日から施行する。